技能実習生に対するその行為は人身取引です。





人身取引※は、重大な人権侵害であり、犯罪です

技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する 可能性があります。**絶対にやめましょう。**

- ※ 労働搾取目的の人身取引に該当する事案とは、
 - ①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、
 - ②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはぜい弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、
 - ③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせる
 - の3つの要件を満たすものです。

強制労働



労働者の意思に 反して働かせる 行為

中間搾取



第三者が労働者の賃金の 一部を不当に得る(いわ ゆる「ピンハネ」) 行為



以下の行為も「人身取引」となる可能性があります

以下の手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に 違反して働かせる行為も人身取引に該当する可能性があります。

暴力、脅迫、監禁 その他の強制力



暴力、脅迫、監禁の ほか、怒鳴る、殴り かかろうとする など

以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、 働かせると、この手段に該当する可能性があります。

- ・頭を小突いたり肩を叩く
- ・住居から無断で外出を禁じ、 勝手に外出すると罰金を取ると脅す
- ・語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意するなど

権力の濫用または ぜい弱な立場に乗ずる



職場内の上下関係 を利用して、 相手の弱い立場に つけ込む など

解雇されたら行くところがないといった 技能実習生の弱い立場につけ込み、

「解雇する」「帰国させる」などと言って 働かせることも、この手段に該当する可能 性があります。

(*) 厚生労働省 都道府県労働局

法務省出入国在留管理庁 外国人技能実習機構